

国立大学法人和歌山大学アドバイザー規程

制 定 平成25年 5月 8日
法人和歌山大学規程 第1429号
最終改正 令和 6年 3月26日

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の運営又は教育研究に関して専門的な知識や経験を有する者を「大学アドバイザー」として委嘱し、本学の業務遂行を円滑に行うことを目的とする。

(職務)

第2条 大学アドバイザーは、学長の求めに応じて、業務における指導及び助言を行うものとする。

2 前項に規定する大学アドバイザーのうち、学長の諮問を受けて、大学の運営に関する重要事項について審議する者については「顧問」として委嘱する。

(委嘱等)

第3条 大学アドバイザーは、本学の教職員以外の者で、専門的な知識や経験を有する者のうちから、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 大学アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 大学アドバイザーには、雇用契約の締結又は本学の規定に基づき、謝金及び交通費（旅費）を支給することができる。

(事務)

第6条 大学アドバイザーに関する事務は、人事労務課において処理する。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、大学アドバイザーに関しては、必要に応じ別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月8日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1631号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2738号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。